

○佐久穂町千ヶ日向総合グラウンド使用料

(単位：円)

利用区分			使用料				
			早朝 5：00～ 7：00	午前 8：30～ 12：00	午後 12：00～ 17：00	全日 8：30～ 17：00	夜間（照明 料含む） 17：00～ 21：30
グラウンド	専用する 場合	体育に 利用する場合	500	1,000	1,200	2,000	1,600
		体育以外に 利用する場合	5,000	10,000	12,000	20,000	16,000
	専用しない 場合	1人について2時間（2時間 未満の端数があるときは2 時間に引き上げる。）					50
管理棟	スポーツ団体が 利用する場合		100	200	300	500	400
	スポーツ団体以外 が利用する場合		200	400	600	1,000	800
マレット ゴルフ場	1回券		100				
	スティック		100				
	シーズン券 （利用の許可を受けた日の 属する年度内）		2,000				
<p>(備考)</p> <p>1 野球の場合は1面をもって料金単位とする。</p> <p>2 管理棟利用の場合は、1室をもって料金単位とする。</p> <p>3 早朝とは、利用時間がおおむね午前5時から午前7時とする。</p> <p>4 町外の者及び団体が利用する場合の使用料は、本表に掲げる使用料の倍額とする。</p>							